

都市計画法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により、京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道事業の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成18年4月17日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道事業

2 事業地

(1) 収容の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成16年京都府告示第50号の事業地のうち京都市北区上賀茂神山及び上加茂本山並びに伏見区日野田頼町地内において事業地を変更する。

3 事業施行期間

昭和5年8月11日から平成21年3月31日まで

4 図書の縦覧場所

京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局下水道部計画課

(上下水道局下水道部計画課)